

くれしんデータ伝送サービス利用規定

2021年10月1日現在

呉信用金庫

目次

1.	くれしんデータ伝送サービス.....	1
2.	振込の取扱.....	1
3.	預金口座振替の取扱.....	1
4.	データ伝送時限.....	2
5.	資金決済.....	2
6.	手数料.....	2
7.	免責事項.....	3
8.	届出事項の変更.....	3
9.	解約.....	3
10.	届出印.....	3
11.	規定の準用.....	3
12.	紛議解決の協力.....	3
13.	契約期間.....	3
14.	規定の変更.....	4

くれしんデータ伝送サービス利用規定

1. くれしんデータ伝送サービス

- (1) くれしんデータ伝送サービス（以下「本サービス」といいます。）は、当金庫のコンピュータと契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するパソコンを通信回線により接続のうえ、本申込書により契約したデータを伝送する場合に利用できるものとしします。
- (2) 本サービスにより取扱うデータは、総合振込、給与・賞与振込（以下「給与振込」といいます。）明細としします。
- (3) 給与振込については、当規定によるほか、当金庫との間で別に締結する「給与振込に関する契約書（データ伝送）」の定めに従うものとしします。
- (4) 預金口座振替については、当規定によるほか、当金庫との間で別に締結する「預金口座振替契約書」の定めに従うものとしします。

2. 振込の取扱

- (1) 振込を指定できる取扱店は、当金庫の本・支店ならびに「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の本・支店としします。
- (2) 振込を指定できる預金口座は、普通預金（総合口座を含みます。）および当座勘定としします。
- (3) 当金庫に振込を依頼するに際しては、事前に指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は当金庫が協力します。
- (4)
 - ① 振込依頼は、所定の伝送時限までにデータ伝送により行ってください。当金庫はこのデータの受信をもって振込依頼の確認としします。
 - ② データ伝送による送信は、サービス種類毎に各1日10回までとしします。
 - ③ 当金庫で受信したパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードが、届出のパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードと一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
 - ④ 伝送されたデータに瑕疵がある場合は、当金庫と協議のうえ取扱います。
- (5) 当金庫は、前項①の確認後、振込明細にもとづき振込指定日に振込手続を行います。
- (6) 当金庫は、振込受取人に対し入金通知は行いません。

3. 預金口座振替の取扱

- (1) 預金口座振替を指定できる取扱店は、当金庫の本・支店としします。
- (2) 預金口座振替を指定できる預金口座は、普通預金（総合口座を含みます。）および当座勘定としします。

- (3) 当金庫に預金口座振替を依頼するに際しては、事前に預金口座振替依頼書を提出してください。
- ① 預金口座振替依頼は、所定の伝送時限までにデータ伝送により行ってください。当金庫はこのデータの受信をもって預金口座振替依頼の確認とします。
 - ② データ伝送による送信は、振替指定日ごとに1回とします。
 - ③ 当金庫で受信したパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードが、届出のパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードと一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
 - ④ 伝送されたデータに瑕疵がある場合は、当金庫と協議のうえ取扱います。
- (4) 当金庫は、前項①の確認後、預金口座振替明細にもとづき振替指定日に振替手続を行います。
- (5) 当金庫は、振替引落人に対し出金通知は行いません。

4. データ伝送時限

総合振込	振込指定日の前営業日の17時までにデータ伝送を完了してください。
給与振込	振込指定日の2営業日前の12時までにデータ伝送を完了してください。
預金口座振替	振替指定日の2営業日前の17時までにデータ伝送を完了してください。

5. 資金決済

- (1) 依頼人は、本サービスによる振込資金を振込指定日の前営業日までに支払指定口座に預入するものとします。
- (2) 当金庫は、上記振込資金を振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定またはカードローン契約規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出なしに、支払指定口座から自動的に引落します。

6. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料および振込手数料を支払ってください。
- (2) 基本手数料および振込手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで手数料引落指定口座から自動的に引落します。

7. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が最終確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる伝送の受付の際送信されたパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードと、届出のパスワード、ファイル・アクセスキーおよびセンター確認コードとの一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (3) 本サービスにもとづく委託事務の取扱いについて、当金庫の責に帰することのできない事由により生じた損害については、その損害賠償の責を負わないものとします。

8. 届出事項の変更

パスワード、支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

10. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、カードローン契約規定によります。

12. 紛議解決の協力

依頼人および当金庫は、データ授受に関して生じた問題の解決にあたり、その責任の範囲が明確でない場合は、当金庫の機械記録を基にその問題解決にあたるものとします。

13. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出の

ない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。